

Eまっちカード ご利用ガイド

利用の流れ

01 カードに記入



あらかじめ町内会・自治会名、
世帯代表者氏名、世帯人数を記入。

02 カード提示



お店でカードを事前に提示。

03 特典をうける



協力店独自の特典が受けられます。

利用にあたっての注意事項

- ◆加入世帯に1枚発行しています。
- ◆カードの有効期限は令和11年5月末です。
- ◆協力店の特典をうける場合は、町内会・自治会名、世帯代表者氏名、世帯人数を必ず記入し、あらかじめカードを提示してください。
- ◆利用は東区区政協力委員協議会加入の町内会・自治会会員及び同居している世帯員に限ります。
- ◆他の世帯の方に貸与、譲渡、転売することはできません。違反した場合は、Eまっちカードの返却を求める場合があります。
- ◆他のカードやクーポンのサービスと、原則併用できません。
- ◆協力店での利用方法は各施設・店舗などによって異なります。また、協力企業・店舗などの特典は予告なく変更・廃止になる場合がありますので、利用する際は事前にご確認してからご利用ください。
- ◆協力店と「Eまっちカード」利用者との間で発生したトラブルなどについては、東区区政協力委員協議会では一切の責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。
- ◆カードを破損・紛失した時は、加入先の町内会・自治会長に連絡をして、新しいEまっちカードの交付を受けてください。また、「協力店リスト」に掲載のEまっちカード交付依頼書により交付を受けることもできます。
- ◆町内会・自治会を退会したときは、町内会・自治会長に必ず返却してください。

最新情報 などは こちらから！

協力店リストに掲載している特典内容が変更されている場合や、新たに店舗が登録されていることがあります。最新情報はウェブサイトをご確認ください。新たに店舗を追加しウェブサイトを更新した場合は、東区公式Xでお知らせします。



「東区公式ウェブサイト」



「X」@HigashikuNagoya

名古屋市東区区政協力委員協議会では、名古屋市東区に所属する町内会・自治会員のみなさんに「町内会・自治会に入っ
てよかった」という、メリットを実感していただきたいという思いから、「町内会・自治会応援事業Eまっちカード」事業を令和5
年3月より始めています。

本事業は、町内会・自治会加入世帯に「Eまっちカード」を配布し、事業者の皆さまには協力店としてご登録いただき、町内
会・自治会加入世帯が協力店を利用した際にカードを提示することで協力店独自の特典をご提供いただくものです。

この事業を通じて、地域コミュニティと地域経済の活性化につなげていきたいと考えています。



令和7年3月
名古屋市東区区政協力委員協議会